

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

ベーシックテキスト〈2023年版〉

(2023年合格目標 しっかり基礎編 講義使用教材)

(2022/06/13 現在)

2023年合格目標 しっかり基礎編の講義使用教材である「2022年版ベーシックテキスト」におきまして下記の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※2023年版ベーシックテキストは、2022年4月15日までの改正内容につき補正対応いたします。2022年4月16日以降の改正内容につきましては、2023年合格目標 合格コースの教材でご確認ください。
※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。2023年版ベーシックテキストでは裏表紙のバーコード下に記載があります。

・ 2022/06/13 更新分… p.1～7

【2022/06/13 更新分】

労働基準法 (RU23021)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P30 側注 ★3 樫島解説	下記に差し替え

★3

樫島解説



「毎月第4金曜日」は、たしかに期日が特定されているといえますが、「周期的に到来する」とはいえません。なぜなら第4金曜日は、月によって22日にもなり得るし、28日にもなり得るからです。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P60 本文 4 年次有給休暇の賃金 5 行目	…、健康保険法や厚生年金保険法で出てくる「標準報酬月額 <small>の30分の1</small> に相当する金額」をもって支払うことも可能です。	…、健康保険法で出てくる「標準報酬月額 <small>の30分の1</small> に相当する金額」をもって支払うことも可能です。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P62 本文 1 未成年者、年少者、児童の定義表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

未成年者	満 <u>18</u> 歳未満の者
年少者	満 18 歳未満の者
児童	満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までにある者

労働者災害補償保険法 (RU23022)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P48 側注 ★4 ワンポイント	法改正に伴い、項目ごと削除 (※同ページ5 受給権の保護の本文にある「★4」 の印も削除してください。)

雇用保険法 (RU23023)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P37 本文 【過去問チャレンジ】 解答・解説 1行目	×：就業手当は、 <u>厚生労働省令で定める安定した職業に就いた日の前日</u> における基本手当の支給残日数が…	×：就業手当は、「 <u>職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く）</u> 」であつて当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が…
改正	P54 本文 【ここがポイント】 1行目～2行目	期間を定めて雇用される者については、「 <u>その事業主に引き続き1年以上雇用されていて、かつ、その養育する子が1歳6か月に達する日までに、</u> …	期間を定めて雇用される者については、「 <u>その養育する子が1歳6か月に達する日までに、</u> …

健康保険法 (RU23024)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P42 本文 【3】支給期間 2行目	…、その支給を始めた日から起算して1年6か月が限度とされています。	…、その支給を始めた日から通算して1年6か月が限度とされています。
	訂正箇所	訂正後	
改正	P43 本文 【ここがポイント】	下記に差し替え	

ここがポイント→ 傷病手当金の支給期間

傷病手当金の支給期間は、「その支給を始めた日から通算して、1年6月間」とされており、出勤に伴い不支給となった期間がある場合には、その分を延長して支給を受けられることとなります。

国民年金法 (RU23025)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P30 本文 9 受給権の保護 3行目	ただし、 <u>下記①及び②の 場合は例外です。</u>	ただし、 <u>下記の場合は例 外です。</u>
	訂正箇所	訂正後	
改正	P30 本文 9 受給権の保護 ①、②	下記に差し替え	

老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利については、国税滞納処分により差し押さえることができます。

厚生年金保険法 (RU23026)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P33 本文 9 受給権の保護 3行目	ただし、 <u>次の①及び②の</u> <u>場合は例外</u> です。	ただし、 <u>次の場合は例外</u> です。
	訂正箇所	訂正後	
改正	P34 本文 (前ページから続く) 9 受給権の保護 ①、②	下記に差し替え	

老齢厚生年金を受ける権利については、国税滞納処分により差し押さえることができます。

以上